

# 建築関係 法令集

## 法令編

令和5年版 追録

【ダウンロード版】

①次の法令について、追録を発行いたします。

- 建築基準法施行令 ●建築基準法施行規則
- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則
- 建設業法施行令
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則

②官報は、基本的に漢数字表記ですが、追録は法令集と同様、号数を除き算用数字に変換しています。内容の正確性については万全を期していますが、官報で記載された内容と異なる場合は、官報の記述が優先します。

本追録ダウンロード版はプリントアウトして試験会場へ持ち込むことはできません。

- 追録を試験会場に持ち込む場合は、総合資格学院が配布する冊子の追録をお取り寄せ頂き、ご利用ください。
- 冊子をご希望の方は、最寄りの当学院までご連絡下さい。

## 収録法令一覧

法令名 (掲載順)	制定	掲載条文	施行日	掲載
建築基準法施行令	令和4年9月2日 政令295号	第147条	令和4年10月1日	p.3
	令和4年12月14日 政令381号	第9条	令和4年12月16日	
建築基準法施行規則	令和4年12月16日 国土交通省令90号	第1条の3、第4条	令和4年12月16日	p.4
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令	令和4年8月16日 経産・国交省令1号	第1条、第10条～第16条	令和4年10月1日	p.5
	令和4年11月7日 経産・国交省令2号	第1条、第8条、第10条、第13条、第14条	令和4年11月7日	p.5
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則	令和4年8月16日 国土交通省令61号	第5条、第7条の3	令和4年10月1日	p.10
建設業法施行令	令和4年11月18日 政令353号	第2条、第27条、第30条	令和5年1月1日	p.11
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則	令和4年8月16日 国土交通省令61号	第2条～第5条、第5条の2、第7条、第8条、第16条	令和4年10月1日	p.12

## 建築基準法施行令

[1]

制定：令和4年9月2日 政令第295号

施行：令和4年10月1日

[2]

制定：令和4年12月14日 政令第381号

施行：令和4年12月16日

### 第9条

法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一、二（略）

三 港湾法（昭和25年法律第218号）第40条第1項（同法第50条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

四、五（略）

六 駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条の14、第62条の12及び第107条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

七～十（略）

十一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）、第42条、第43条第1項並びに第53条第1項（都市再生特別措置法第36条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに都市計画法第53条第2項において準用する同法第52条の2第2項

十一～十八（略）

### 第147条（仮設建築物等に対する制限の緩和）

（略）

#### 2 （略）

- 3 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突でその存続期間が2年以内のもの（高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第139条第1項第三号及び第四号の規定並びに同条第4項において準用する第37条、第38条第6項及び第67条の規定は、適用しない。
- 4 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物でその存続期間が2年以内のもの（高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第140条第2項において準用する第139条第1項第三号及び第四号の規定並びに第140条第4項において準用する第37条、第38条第6項及び第67条の規定は、適用しない。
- 5 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第三号又は第四号に掲げる工作物でその存続期間が2年以内のもの（高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第141条第2項において準用する第139条第1項第三号及び第四号の規定並びに第141条第4項において準用する第37条、第38条第6項、第67条及び第70条の規定は、適用しない。

# 建築基準法施行規則

82 (略)  
～  
92

制定：令和4年12月16日 国土交通省令第90号  
施行：令和4年12月16日

3～5 (略)  
2～11 (略)

## 第1条の3 (確認申請書の様式)

(略)

一～四 (略)

1 (略)

2

	(イ)		(ロ)	
	図書の書類		明示すべき事項	
(1) (略) ～ (70)				
(71)	港湾法(昭和25年法律第218号)第40条第1項(同法第50条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	港湾法第40条第1項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項	
(72)	駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第19条の14、第62条の12及び第107条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	駐車場法第20条第1項又は第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項	
(73) (略) ～ (80)				
(81)	都市計画法第53条第1項(都市再生特別措置法第36条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は都市計画法第53条第2項において準用する同法第52条の2第2項の規定が適用される建築物	都市計画法第53条第1項又は同条第2項において準用する同法第52条の2第2項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第53条第1項又は同条第2項において準用する同法第52条の2第2項の規定に適合していること	

## 第4条 (完了検査申請書の様式)

法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。)は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一～三 (略)

四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される場合にあつては、同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類(同条第2項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハマまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハマまでに定めるものとする。)

イ、ロ (略)

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第三号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第1項又は同法第54条第1項の規定による認定に要した図書及び書類(同法第11条第1項又は同法第55条第1項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。)

五～七 (略)

2 (略)

## 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

[1]

制定：令和4年8月16日 経済産業・国土交通省令第1号  
 施行：令和4年10月1日

[2]

制定：令和4年11月7日 経済産業・国土交通省令第2号  
 施行：令和4年11月7日

### 第1条（建築物エネルギー消費性能基準）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第10条第一号において「非住宅建築物」という。）次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

ロ（略）

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。）次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(1)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（1年間のうち1日の最高気温が23度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率 (単位 W/㎡・℃)	冷房期の平均日射熱取得率
1	0.46	—
2	0.46	—
3	0.56	—
4	0.75	—
5	0.87	3.0
6	0.87	2.8
7	0.87	2.7
8	—	6.7

- (2) (1)の国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(1)の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

(3) (略)

ロ (略)

三 (略)

- 2 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

#### 第8条（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準）

法第29条第1項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 特定建築主が令和2年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第1条第1項第二号イ(1)に適合するものであること。
- 二 (略)

#### 第10条（建築物エネルギー消費性能誘導基準）

法第35条第1項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（イ(1)及び別表第2において「工場等」という。）の用途に供する場合にあっては、ロ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー

消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分（工場等の用途に供する部分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。）の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が5m以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）の年間熱負荷（1年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第1条第1項第二号イ(1)の地域の区分（以下単に「地域の区分」という。）に応じて別表第1に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第1に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

- (2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。）について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の

区分に応じて別表第1に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合には、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第1に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

- ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
  - (1) 非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる建築物エネルギー消費性能誘導基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合には、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。
  - (2) 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合には、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導設計一次エ

ネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

- 二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 第1条第1項第二号イ(1)の国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率 (単位 W/m <sup>2</sup> ・℃)	冷房期の平均日射熱取得率
1	0.40	-
2	0.40	-
3	0.50	-
4	0.60	-
5	0.60	3.0
6	0.60	2.8
7	0.60	2.7
8	-	6.7

- (2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- (2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

- 三 複合建築物 次のイ又はロのいずれかに適

合するものであること。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。

- (1) 非住宅部分が第1条第1項第一号イに定める基準に適合し、かつ、住宅部分が同項第二号ロ(1)に適合すること。
- (2) 複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- (3) 非住宅部分が第一号イ(1)に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号イに適合すること。

**第11条(非住宅部分に係る誘導設計一次エネルギー消費量)**

前条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_T$ 、 $E_{AC}$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_{EV}$ 、 $E_S$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_T$  誘導設計一次エネルギー消費量 (単位 GJ/年)
- $E_{AC}$  第2条第1項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_V$  第2条第1項の空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_L$  第2条第1項の照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_W$  第2条第1項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_{EV}$  第2条第1項の昇降機の設計一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_S$  エネルギー利用効率化設備(コージェネレーション設備に限る。次項並びに第13条第1項及び第2項において同じ。)による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量

(単位 MJ/年)

$E_M$  第2条第1項のその他一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

2 前項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

**第12条(非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量)**

第10条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}\} \times B + E_M \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SAC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 、 $E_{SEV}$ 、 $B$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{ST}$  誘導基準一次エネルギー消費量 (単位 GJ/年)
- $E_{SAC}$  第3条第1項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_{SV}$  第3条第1項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_{SL}$  第3条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_{SW}$  第3条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $E_{SEV}$  第3条第1項の昇降機の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- $B$  用途に応じて別表第2に掲げる第1条第1項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量(第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を除く。別表第2において同じ。)に対する誘導基準一次エネルギー消費量(同項のその他一次エネルギー消費量を除く。別表第二において同じ。)の割合
- $E_M$  第3条第1項のその他一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

**第13条 (住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量)**

第10条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合に限る。）及び第3項各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_T$ 、 $E_H$ 、 $E_C$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_S$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_T$  誘導設計一次エネルギー消費量（単位 GJ/年）
- $E_H$  第4条第1項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- $E_C$  第4条第1項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- $E_V$  第4条第1項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- $E_L$  第4条第1項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- $E_W$  第4条第1項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- $E_S$  エネルギー効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 MJ/年）
- $E_M$  第4条第1項のその他一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

- 2 前項のエネルギー効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。
- 3 第10条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれかの数値とする。
  - 一 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量とを合計した数値
  - 二 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値
- 4 第11条第1項及び第2項の規定は、前項第一号の共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量について準用する。

**第14条 (住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)**

第10条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合に限る。）及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{ST}$  誘導基準一次エネルギー消費量（単位 GJ/年）
- $E_{SH}$  第5条第1項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- $E_{SC}$  第5条第1項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- $E_{SV}$  第5条第1項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- $E_{SL}$  第5条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- $E_{SW}$  第5条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- $E_M$  第5条第1項のその他一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

- 2 第10条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を前条第3項第一号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値
  - 二 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を前条第3項第二号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値
- 3 第12条の規定は、前項第一号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあ

る の は 「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」 とする。

#### 第 15 条（複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量）

第 10 条第三号ロ(2)の複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量は、第 11 条第 1 項の規定により算出した非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量と第 13 条第 1 項又は第 3 項の規定により算出した住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値とする。

#### 第 16 条（複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量）

第 10 条第三号ロ(2)の複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、第 12 条の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

## 住宅の品質確保の促進等に関する法律 施行規則（抄）

制定：令和 4 年 8 月 16 日 国土交通省令第 61 号

施行：令和 4 年 10 月 1 日

#### 第 5 条（建設住宅性能評価の申請）

建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、新築住宅に係る申請にあっては別記第 7 号様式の、既存住宅に係る申請にあっては別記第 8 号様式の建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価（以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。）にあっては第 1 面を別記第 9 号様式としたものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し（新築住宅について当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。）、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあっては、当該変更に係るものに限る。）並びに建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第 6 条第 1 項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあっては、確認済証の写しの添付を要しない。

2～5（略）

#### 第 7 条の 3

法第 6 条の 2 第 2 項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第 1 項の規定による求めをしようとする場合における第 3 条第 1 項の規定及び第 5 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「を添えて」とあるのは「並びに法第 6 条の 2 第 4 項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」と、第 5 条第 1 項中「並びに建築基準法第

6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。)の写しを添えて」とあるのは「、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。)の写し並びに法第6条の2第4項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。

## 建設業法施行令(抄)

制定：令和4年11月18日 政令第353号

施行：令和5年1月1日

### 第2条(法第3条第1項第二号の金額)

法第3条第1項第二号の政令で定める金額は、4,500万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、7,000万円とする。

### 第27条(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事1件の請負代金の額が4,000万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、8,000万円)以上のものとする。

一～三 (略)

2 (略)

### 第30条(特定専門工事の対象となる建設工事)

(略)

2 法第26条の3第2項の政令で定める金額は、4,000万円とする。

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則

制定：令和4年8月16日 国土交通省令第61号

施行：令和4年10月1日

### 第2条（長期優良住宅建築等計画等の認定の申請）

法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請をしようとする者は、同条第1項から第3項までの規定による認定の申請にあっては第1号様式の、同条第4項又は第5項の規定による認定の申請にあっては第1号の2様式の、同条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあっては第1号の3様式の申請書の正本及び副本に、同条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあっては次の表1に、同条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあっては次の表1及び表2に掲げる図書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請をする場合においては次の表3に、同条第6項又は第7項の規定による認定の申請をする場合においては次の表2及び表3に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書（第9条、第16条第1項第九号並びに第18条第2項及び第3項を除き、以下「添付図書」と総称する。）を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。ただし、これらの申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（第5条において「長期優良住宅建築等計画等」という。）に応じて、その必要がないときは、これらの表に掲げる図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

1（略）

2

図書の種類	明示すべき事項
工事履歴書	新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容

3

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法並びに階段の寸法
用途別床面積表	用途別の床面積
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置
断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出
状況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果

- 前項の表1、表2又は表3の各項に掲げる図書に明示すべき事項を添付図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。
- 第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表1、表2又は表3に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。
- 法第5条第5項又は第7項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第6条第8項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書及びマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。第5条の2において「マンシヨン管理適正化法」という。）第5条の8に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。

### 第3条（長期優良住宅建築等計画の記載事項）

法第5条第8項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 長期優良住宅建築等計画にあっては、住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

## 二、三 (略)

**第4条 (規模の基準)**

法第6条第1項第二号の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、住戸の少なくとも1の階の床面積（階段部分の面積を除く。）が40㎡であるものとする。

- 一 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次号において同じ。）床面積の合計が75㎡（地域の実情を勘案して所管行政庁が55㎡を下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）
- 二 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）一戸の床面積の合計（共用部分の床面積を除く。）が40㎡（地域の実情を勘案して所管行政庁が40㎡を下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）

**第5条 (維持保全の方法の基準)**

法第6条第1項第五号イ及び第七号イの国土交通省令で定める基準は、法第2条第3項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容が長期優良住宅建築等計画等に定められていることとする。

**第5条の2 (維持保全に関する基準)**

法第6条第8項の国土交通省令で定める基準は、法第2条第3項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第5条の8に規定する認定管理計画に定められていることとする。

**第7条 (法第8条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更)**

法第8条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 長期優良住宅建築等計画にあっては、住宅の建築に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更
- 二、三 (略)
- 四 前3号に掲げるもののほか、住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も

認定に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるもの）に限る。

- 五 住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅維持保全計画が法第6条第1項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更

**第8条 (法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請)**

(略)

**第16条 (記録の作成及び保存)**

法第11条第1項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。

- 一 法第5条第8項各号に掲げる事項
- 二～十 (略)
- 2 (略)

令和5年版  
**建築関係法令集【法令編】 追録 ダウンロード版**

令和5年4月1日 発行 非売品

編集 総合資格学院 **編集責任者**：福田年則 / 中川和之

発行 株式会社 総合資格

発行人 岸 和子

〒163-0557 東京都新宿区西新宿 1-26-2

電話 (03) 3340-6714 (販売に関する問い合わせ先)

(03) 3340-6711 (内容に関する問い合わせ先)

URL <http://www.shikaku.co.jp/>

※本書の一部または全部を無断で複写、複製、転載、あるいは電子媒体などに入力することを禁じます。

※落丁、乱丁はお取り替え致します。